

令和4年2月28日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和4年3月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第16号	一宮市部等の設置に関する条例の一部改正について	1頁
議案第17号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律等の施行に関する条例及び一宮市長の許可を 要する雨水浸透阻害行為の規模の引下げ及び対策工事の計画について の技術的基準の緩和に関する条例の一部改正について	4頁
議案第18号	一宮市副市長の定数を定める条例の一部改正について	7頁
議案第19号	一宮市職員定数条例の一部改正について	9頁
議案第20号	一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	11頁
議案第21号	一宮市職員互助会条例の一部改正について	14頁
議案第22号	一宮市手数料条例の一部改正について	16頁
議案第23号	一宮市民生委員定数条例の一部改正について	26頁
議案第24号	一宮市保育所条例の一部改正について	28頁
議案第25号	一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に ついて	31頁
議案第26号	一宮市萩の里特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部 改正について	33頁
議案第27号	一宮市公衆便所条例の一部改正について	35頁
議案第28号	一宮市国民健康保険税条例の一部改正について	37頁
議案第29号	一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一 部改正について	51頁
議案第30号	一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について ...	55頁
議案第31号	一宮市都市公園条例及び一宮市立学校施設使用条例の一部改正につい て	59頁
議案第32号	一宮市公民館設置及び管理に関する条例及び一宮市生涯学習センター の設置及び管理に関する条例の一部改正について	63頁
議案第33号	一宮市木曾川体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について ...	66頁

議案第34号	いちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正 について	69頁
議案第35号	一宮市木曾川資料館条例の一部改正について	75頁
議案第36号	一宮市消防団条例の一部改正について	77頁
議案第37号	一宮市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	80頁
議案第38号	一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定に係る議決内容の変 更について	82頁
議案第39号	和解及び損害賠償の額の決定について	84頁
議案第40号	包括外部監査契約の締結について	85頁
議案第41号	市道路線の廃止及び認定について	86頁
議案第42号	民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業に 係る契約の締結について	94頁
承認第1号	専決処分の承認について	95頁
承認第2号	専決処分の承認について	106頁
承認第3号	専決処分の承認について	124頁
報告第1号	専決処分の報告について	136頁
報告第2号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	138頁
報告第3号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	143頁
報告第4号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	154頁

一宮市部等の設置に関する条例の一部改正について

一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

まちづくり部をまちづくり部と建築部に分割し、及びまちづくり部の事務分掌に地域公共交通に関することを加えるため、本案を提出する。

一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例

一宮市部等の設置に関する条例(昭和45年一宮市条例第17号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 まちづくり部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 建築確認及び開発許可に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市有建物の営繕工事に関すること。</u></p> <p><u>(6) 公営住宅の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>10・11 略</u></p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 建築部</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 地域公共交通に関すること。</u></p> <p><u>10 建築部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 建築確認及び開発許可に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市有建物の営繕工事に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公営住宅の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>11・12 略</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(一宮市空家等対策協議会条例の一部改正)
- 一宮市空家等対策協議会条例(平成28年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>まちづくり部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>建築部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市建築審査会条例の一部改正)

3 一宮市建築審査会条例(昭和57年一宮市条例第21号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(庶務) 第8条 審査会の庶務は、 <u>まちづくり部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>建築部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市開発審査会条例の一部改正)

4 一宮市開発審査会条例(平成14年一宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>まちづくり部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>建築部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第17号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例及び一宮市長の許可を要する雨水浸透阻害行為の規模の引下げ及び対策工事の計画についての技術的基準の緩和に関する条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例及び一宮市長の許可を要する雨水浸透阻害行為の規模の引下げ及び対策工事の計画についての技術的基準の緩和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)等の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例及び一宮市長の許可を要する雨水浸透阻害行為の規模の引下げ及び対策工事の計画についての技術的基準の緩和に関する条例の一部を改正する条例

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部改正)

第1条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例(平成24年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(特定都市河川浸水被害対策法関係)</p> <p>第7条の4 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号) <u>第17条第3項</u>に規定する標識の設置に関する基準については、同項の国土交通省令に定めるとおりとする。</p> <p>2 特定都市河川浸水被害対策法<u>第24条第1項</u>に規定する標識の設置に関する基準については、同項の国土交通省令に定めるとおりとする。</p>	<p>(特定都市河川浸水被害対策法関係)</p> <p>第7条の4 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号) <u>第38条第3項</u>に規定する標識の設置に関する基準については、同項の国土交通省令に定めるとおりとする。</p> <p>2 特定都市河川浸水被害対策法<u>第45条第1項</u>に規定する標識の設置に関する基準については、同項の国土交通省令に定めるとおりとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市長の許可を要する雨水浸透阻害行為の規模の引下げ及び対策工事の計画についての技術的基準の緩和に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市長の許可を要する雨水浸透阻害行為の規模の引下げ及び対策工事の計画についての技術的基準の緩和に関する条例(平成17年一宮市条例第165号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、一級河川庄内川水系新川流域の浸水被害の発生の防止を図るため、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成16年政令第168号。以下「令」という。) <u>第5条</u>ただし書の規定に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模の引下げ(以下「規模の引下げ」という。)及び令<u>第8条</u>の規定に基づく対策工事の計画についての技術的基準の緩和(以下「技術的基準の緩和」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、一級河川庄内川水系新川流域の浸水被害の発生の防止を図るため、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成16年政令第168号。以下「令」という。) <u>第6条</u>ただし書の規定に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模の引下げ(以下「規模の引下げ」という。)及び令<u>第9条</u>の規定に基づく対策工事の計画についての技術的基準の緩和(以下「技術的基準の緩和」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>(技術的基準の緩和に係る降雨)</p> <p>第4条 技術的基準の緩和に係る降雨については、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第64号) <u>第9条第2項</u> に定めるとおりとし、同項の降雨強度値の10分ごとの推移を示す表は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(技術的基準の緩和に係る降雨)</p> <p>第4条 技術的基準の緩和に係る降雨については、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第64号) <u>第19条第2項</u> に定めるとおりとし、同項の降雨強度値の10分ごとの推移を示す表は、別表第2のとおりとする。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市副市長の定数を定める条例の一部改正について

一宮市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

副市長の定数を2人以内とするため、本案を提出する。

一宮市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

一宮市副市長の定数を定める条例(平成19年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(副市長の定数) 第2条 一宮市の副市長の定数は、 <u>1人</u> と する。	(副市長の定数) 第2条 一宮市の副市長の定数は、 <u>2人以内</u> と する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

一宮市職員定数条例の一部改正について

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

中核市関連事務に対する体制の充実及び再任用職員の採用による増員、労務職員の退職不補充等に伴い、職員の定数を増員するため、本案を提出する。

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例

一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の職員においてこれを兼ねることができる。 【別記 参照】 2 略	(職員の定数) 第2条 略 【別記 参照】 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	2,001人
上下水道部の職員	190人
病院事業部の職員	1,234人
略	
消防職員	401人
合計	3,987人

改正案

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	2,074人
上下水道部の職員	188人
病院事業部の職員	1,248人
略	
消防職員	405人
合計	4,076人

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

国家公務員に係る育児休業及び部分休業の取扱いに準じて、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和し、及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずるため、本案を提出する。

一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の育児休業等に関する条例(平成4年一宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き</u></p> <p><u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>
<p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u></p> <p>非 常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員</p>	<p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員</u></p>

法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

(雑則)

第13条 略

法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(雑則)

第15条 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

一宮市職員互助会条例の一部改正について

一宮市職員互助会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の一部改正により、特定の会計年度任用職員が愛知県都市職員共済組合の組合員資格を得ることになることに伴い、当該会計年度任用職員の一宮市職員互助会の会員資格について、従前どおりの取扱いをし、及び条文の整備を図るため、本案を提出する。

一宮市職員互助会条例の一部を改正する条例

一宮市職員互助会条例(昭和40年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(会員)</p> <p>第3条 次に掲げる者は、互助会の会員とする。</p> <p>(1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条第2項により設立の愛知県都市職員共済組合の組合員である一宮市職員</p> <hr/> <p>(2) 略</p> <p>(3) その他 _____ 市長の指定する職員</p>	<p>(会員)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条第2項により設立の愛知県都市職員共済組合の組合員である一宮市職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長の指定する職員</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の一部改正に伴い同法の規定に基づく特定の長期優良住宅に係る容積率の特例許可申請手数料を新設し、及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の一部改正に伴い長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請等に係る手数料の減額に係る要件を変更し、並びに例規整備を行うため、本案を提出する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(72) 略</p> <p>(72)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。<u>次号</u> <u>において「長期優良住宅普及促進法」という。</u>)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 1戸につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(72)の3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(長期優良住宅普及促進法第9条第1項 <u>の</u> <u>規定によるものを除く。)</u> 1戸につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(72)の4～(77) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(72) 略</p> <p>(72)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。<u>以下この号から第72号の3の2までにおいて「長期優良住宅普及促進法」という。</u>)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 1戸につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(72)の3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定によるものを除く。) 1戸につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額</p> <p>【別記2 参照】</p> <p><u>(72)の3の2 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率の特例許可申請手数料 1件につき160,000円</u></p> <p>(72)の4～(77) 略</p> <p>2・3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

区分	手数料の額
住宅の新築に係るもの	64,800円(当該申請に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による適合証の交付を受けた者(以下この表及び次号の表において「適合証被交付者」

		という。)にあつては17,300円、同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1 5の項に規定する断熱等性能等級の表示があるものに限る。)の交付を受けた者(以下この表及び次号の表において「設計住宅性能評価書被交付者」という。)にあつては22,500円)
共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	1棟の総戸数が5戸以下のもの	139,100円(適合証被交付者にあつては24,600円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては63,000円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額とする。以下この表及び次号の表において同じ。)
以下この号から第72号の5まで及び第	1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	216,700円(適合証被交付者にあつては35,900円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては96,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
72号の7から第72号の9までにおいて同じ。)	1棟の総戸数が10戸を超え30戸以下のもの	418,500円(適合証被交付者にあつては47,300円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては175,300円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が30戸を超え50戸以下のもの	741,900円(適合証被交付者にあつては79,800円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては295,200円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,268,200円(適合証被交付者にあつては130,200円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては450,400円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	2,338,100円(適合証被交付者にあつては208,200円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては813,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	3,336,400円(適合証被交付者にあつては253,600円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては1,106,700円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	4,085,000円(適合証被交付者にあつては269,900円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては1,337,300円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住

			戸の数で除して得た額
住宅の増築又は改築に係るもの	一戸建ての住宅		75,300円(適合証被交付者 _____ にあっては、19,100円)
	共同住宅等	1棟の総戸数が5戸以下のもの	163,100円(適合証被交付者 _____ にあっては、27,700円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	254,900円(適合証被交付者 _____ にあっては、41,200円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が10戸を超え30戸以下のもの	493,500円(適合証被交付者 _____ にあっては、54,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が30戸を超え50戸以下のもの	875,600円(適合証被交付者 _____ にあっては、93,000円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,497,900円(適合証被交付者 _____ にあっては、152,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	2,762,500円(適合証被交付者 _____ にあっては、244,800円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	3,942,700円(適合証被交付者 _____ にあっては、298,500円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の総戸数が300戸を超えるもの	4,827,600円(適合証被交付者 _____ にあっては、317,700円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額		

改正案

区分		手数料の額
住宅の新築に係るもの	一戸建ての住宅	64,800円(長期優良住宅普及促進法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が確認した場合(以下この表及び次号の表において「登録性能評価機関が確認した場合」という。)にあっては、17,300円

共同住宅等 (共同住宅、 長屋その他 一戸建ての 住宅以外の 住宅をいう。 以下この号、 次号、第72 号の4、第72 号の5及び第 72号の7から 第72号の9ま でにおいて 同じ。)	1棟の総戸数が 5戸以下のもの	139,100円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、24,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額とする。以下この表及び次号の表において同じ。)
	1棟の総戸数が 5戸を超え10戸 以下のもの	216,700円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、35,900円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 10戸を超え30 戸以下のもの	418,500円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、47,300円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 30戸を超え50 戸以下のもの	741,900円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、79,800円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 50戸を超え100 戸以下のもの	1,268,200円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、130,200円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 100戸を超え 200戸以下のもの	2,338,100円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、208,200円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 200戸を超え 300戸以下のもの	3,336,400円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、253,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 300戸を超える もの	4,085,000円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、269,900円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
住宅の 増築又	一戸建ての住宅	75,300円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、19,100円)

は改築に係るもの	共同住宅等	1棟の総戸数が5戸以下のもの	163,100円 (登録性能評価機関が確認した場合にあっては、27,700円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	254,900円 (登録性能評価機関が確認した場合にあっては、41,200円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が10戸を超え30戸以下のもの	493,500円 (登録性能評価機関が確認した場合にあっては、54,600円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が30戸を超え50戸以下のもの	875,600円 (登録性能評価機関が確認した場合にあっては、93,000円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,497,900円 (登録性能評価機関が確認した場合にあっては、152,600円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	2,762,500円 (登録性能評価機関が確認した場合にあっては、244,800円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	3,942,700円 (登録性能評価機関が確認した場合にあっては、298,500円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が300戸を超えるもの	4,827,600円 (登録性能評価機関が確認した場合にあっては、317,700円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

【別記2】

現行

区分		手数料の額
新築の住宅について長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅	一戸建ての住宅	25,300円 (適合証被交付者にあつては4,000円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては8,200円)
	共同住宅等	1棟の総戸数が5戸以下のもの 59,200円 (適合証被交付者にあつては8,000円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては29,100円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	94,800円 (適合証被交付者にあつては13,900円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては46,700円) を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数

建築等計画の認定を受けた住宅に係る長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定によるもの以外の変更の認定の申請		で除して得た額
	1棟の総戸数が10戸を超え30戸以下のもの	186,100円(適合証被交付者にあつては20,100円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては87,000円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が30戸を超え50戸以下のもの	333,600円(適合証被交付者にあつては37,600円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては149,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	573,600円(適合証被交付者にあつては64,700円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては231,300円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,058,900円(適合証被交付者にあつては106,400円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては419,100円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1,509,400円(適合証被交付者にあつては130,800円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては569,300円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	1,845,600円(適合証被交付者にあつては139,600円、設計住宅性能評価書被交付者にあつては685,900円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
住宅の増築又は改築について長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係	一戸建ての住宅	33,400円(適合証被交付者)にあつては、5,200円)
	共同住宅	1棟の総戸数が5戸以下のものは、10,500円(適合証被交付者)にあつては、10,500円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のものは、18,600円(適合証被交付者)にあつては、18,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が10戸を超え30戸以下のものは、26,600円(適合証被交付者)にあつては、26,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が30戸を超え50戸以下のものは、49,600円(適合証被交付者)にあつては、49,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定によるもの以外の変更の認定の申請	1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	758,000円(適合証被交付者 _____ にあっては、85,300円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,399,600円(適合証被交付者 _____ にあっては、140,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1,995,000円(適合証被交付者 _____ にあっては、172,900円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	2,439,400円(適合証被交付者 _____ にあっては、184,400円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

改正案

区分		手数料の額	
新築の住宅について長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の	一戸建ての住宅	25,300円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、4,000円)	
	共同住宅等	1棟の総戸数が5戸以下のもの	59,200円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、8,000円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	94,800円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、13,900円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が10戸を超え30戸以下のもの	186,100円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、20,100円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が30戸を超え50戸以下のもの	333,600円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、37,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	573,600円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、64,700円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

認定の申請	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,058,900円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、106,400円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1,509,400円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、130,800円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	1,845,600円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、139,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
住宅の増築又は改築	一戸建ての住宅	33,400円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、5,200円)
共同住宅等 長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請	1棟の総戸数が5戸以下のもの	78,200円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、10,500円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	125,500円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、18,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が10戸を超え30戸以下のもの	246,000円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、26,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が30戸を超え50戸以下のもの	440,900円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、49,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	758,000円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、85,300円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,399,600円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、140,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1,995,000円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、172,900円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	2,439,400円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、184,400円)を当該1棟の共同住宅等について同時に

	もの	に申請が行われる住戸の数で除して得た額
--	----	---------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市民生委員定数条例の一部改正について

一宮市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

現行の民生委員の任期満了に伴い、地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を増員するため、本案を提出する。

一宮市民生委員定数条例の一部を改正する条例

一宮市民生委員定数条例(令和2年一宮市条例第53号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項に規定する民生委員の定数は、 <u>519人</u> とする。	民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項に規定する民生委員の定数は、 <u>525人</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

一宮市保育所条例の一部改正について

一宮市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

入所児童数及び入所希望児童数の地域的な変動に合わせ、4保育所の定員を増員し、12保育所の定員を減員するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
略		
一宮市立真澄保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立丹陽西保育園	略	<u>280名</u>
一宮市立丹陽南保育園	略	<u>220名</u>
略		
一宮市立大和東保育園	略	<u>170名</u>
略		
一宮市立今伊勢中保育園	略	<u>170名</u>
一宮市立今伊勢南保育園	略	<u>220名</u>
一宮市立今伊勢北保育園	略	<u>220名</u>
一宮市立奥町東保育園	略	<u>140名</u>
略		
一宮市立千秋保育園	略	<u>200名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	<u>240名</u>
一宮市立開明保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立東五城保育園	略	<u>190名</u>
略		
一宮市立神明保育園	略	<u>190名</u>
一宮市立黒田北保育園	略	<u>90名</u>
略		
一宮市立外割田保育園	略	<u>200名</u>
一宮市立玉ノ井保育園	略	<u>130名</u>
略		

改正案

名称	位置	定員
略		
一宮市立真澄保育園	略	160名
略		
一宮市立丹陽西保育園	略	270名
一宮市立丹陽南保育園	略	210名
略		
一宮市立大和東保育園	略	160名
略		
一宮市立今伊勢中保育園	略	160名
一宮市立今伊勢南保育園	略	210名
一宮市立今伊勢北保育園	略	210名
一宮市立奥町東保育園	略	150名
略		
一宮市立千秋保育園	略	190名
略		
一宮市立小信保育園	略	230名
一宮市立開明保育園	略	160名
略		
一宮市立東五城保育園	略	180名
略		
一宮市立神明保育園	略	180名
一宮市立黒田北保育園	略	100名
略		
一宮市立外割田保育園	略	190名
一宮市立玉ノ井保育園	略	120名
略		

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第25号

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等</u>(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童等の福祉</u>のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u> _____ に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童の福祉</u>のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第26号

一宮市萩の里特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市萩の里特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市萩の里特別養護老人ホームが行うサービスのうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る事業を廃止するため、本案を提出する。

一宮市萩の里特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市萩の里特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例(平成12年一宮市条例第47号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(老人ホームが行うサービス等)</p> <p>第3条 老人ホームが行うサービス等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 要介護者に対して行う法第8条に規定する通所介護、短期入所生活介護、<u>認知症対応型通所介護</u>、居宅介護支援及び介護福祉施設サービス</p> <p>(2) 要支援者に対して行う法第8条の2に規定する介護予防短期入所生活介護、<u>介護予防認知症対応型通所介護</u>及び介護予防支援</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(老人ホームが行うサービス等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 要介護者に対して行う法第8条に規定する通所介護、短期入所生活介護_____、居宅介護支援及び介護福祉施設サービス</p> <p>(2) 要支援者に対して行う法第8条の2に規定する介護予防短期入所生活介護_____及び介護予防支援</p> <p>(3)～(6) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

一宮市公衆便所条例の一部改正について

一宮市公衆便所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

公衆便所を1箇所新設するため、本案を提出する。

一宮市公衆便所条例の一部を改正する条例

一宮市公衆便所条例(昭和39年一宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条関係) 【別記 参照】	別表(第2条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	施設数
略		
一の宮井筋緑道公衆便所	<u>一宮市萩原町富田方地内</u>	<u>1</u>
略		

改正案

名称	位置	施設数
略		
一の宮井筋緑道公衆便所	<u>一宮市萩原町富田方及び朝宮地内</u>	<u>2</u>
略		

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

一宮市国民健康保険税条例の一部改正について

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額し、並びに条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(国民健康保険の被保険者に係る 所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の所得割額)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
(国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の被保険者均等割額)
第4条 略	第4条 略
(国民健康保険の被保険者に係る 世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の世帯別平等割額)
第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次 の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定める額とする。	第5条 略
(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法第6条第8号の規定により被 保険者の資格を喪失した者であって、当 該資格を喪失した日の前日以後継続し て同一の世帯に属するものをいう。以下 同じ。)と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という) 以後5年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場 合に限る。)をいう。次号、第7条の2及 び第23条において同じ。)及び特定 継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の 世帯に属する被保険者が属する世帯で あって特定月以後5年を経過する月の翌 月から特定月以後8年を経過する月まで の間にあるもの(当該世帯に他の被保険 者がいない場合に限る。)をいう。第3 号、第7条の2及び第23条において 同じ。)以外の世帯 24,000円	(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法第6条第8号の規定により被 保険者の資格を喪失した者であって、当 該資格を喪失した日の前日以後継続し て同一の世帯に属するものをいう。以下 同じ。)と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という) 以後5年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場 合に限る。)をいう。次号、第7条の2及 び第23条第1項において同じ。)及び特定 継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の 世帯に属する被保険者が属する世帯で あって特定月以後5年を経過する月の翌 月から特定月以後8年を経過する月まで の間にあるもの(当該世帯に他の被保険 者がいない場合に限る。)をいう。第3 号、第7条の2及び第23条第1項において 同じ。)以外の世帯 24,000円
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をい

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をい

う。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者ア 国民健康保険の被保険者に係る_____

被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
20,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ～カ 略

(2) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務

う。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者ア 国民健康保険の被保険者に係る基

礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
20,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ～カ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務

務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____
被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
14,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____
世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ～カ 略

(3) 法第703条の5_____
に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____
被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
5,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____
世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ～カ 略

務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
14,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
5,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ～カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当

該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,320円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者

等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の 規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号 中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

付 則

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条 の規定の適用については、同条中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,1

等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

付 則

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,1

00,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除し

00,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除し

た金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の

た金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の

規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用に

規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用に

については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条 において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条

しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条

約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2

約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2

第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号及び第13条第1項の改正規定、第23条の改正規定（「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、第23条に1項を加える部分に限る。）、第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに付則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第29号

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)の一部改正に伴い、市街化調整区域のうち、工場、研究所又は倉庫の立地のための開発行為及び建築物の新築等を行うことができる土地の区域から、一定の浸水想定区域等を除外するため、本案を提出する。

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する
条例

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成26年一宮市条例
第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。</p> <p>(1) <u>開発区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。</u></p> <p>(2) <u>法第18条の2の本市の都市計画に関する基本的な方針において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている地域で、市長が指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)内において行うこと。</u></p> <p>(3) <u>本市に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第2</u></p>	<p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域として市長が指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)内において行うこと。</u></p> <p><u>ア 次に掲げる土地の区域を含まないこと。</u></p> <p><u>(ア) 令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域(災害の防止が図られている土地の区域として市長が認める土地の区域を除く。)</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域</u></p> <p><u>イ 法第18条の2の本市の都市計画に関する基本的な方針において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている地域内にあること。</u></p> <p>(2) <u>本市に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第2</u></p>

条第1項の地域経済牽引事業(以下「地域経済牽引事業」という。)の促進を図るため市長が指定する業種に属する事業の用に供する工場、研究所又は倉庫(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設である倉庫(以下「認定倉庫」という。)以外の倉庫にあっては、積載重量5トン以上の大型自動車~~が~~8台以上配置され、又は一日当たりの発着貨物が80トン以上あるものに限る。次条第3号において同じ。)で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。

(4)～(6) 略

2 指定区域は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 略

(2) 市長は、前項第2号の規定による指定(次号において「指定」という。)をするときは、その旨を公示しなければならない。

(3) 略

3 略

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)

第3条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とする。

(1) 建築物の新築等を行う土地の区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。

(2) 指定区域内において行うこと。

(3)～(6) 略

条第1項の地域経済牽引事業(以下「地域経済牽引事業」という。)の促進を図るため市長が指定する業種に属する事業の用に供する工場、研究所又は倉庫(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設である倉庫(以下「認定倉庫」という。)以外の倉庫にあっては、積載重量5トン以上の大型自動車~~が~~8台以上配置され、又は一日当たりの発着貨物が80トン以上あるものに限る。次条第2号において同じ。)で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。

(3)～(5) 略

2 略

(1) 略

(2) 市長は、前項第1号の規定による指定(次号において「指定」という。)をするときは、その旨を公示しなければならない。

(3) 略

3 略

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)

第3条 略

(1) 指定区域内において行うこと。

(2)～(5) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、現に許可又は不許可の処分がされていないものに係る同法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為又は都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更については、改正後の第2条第1項又は第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

下水を排水区域外の区域から公共下水道に流入させるために公共下水道に固着した排水設備を設置する土地所有者を、区域外流入者として受益者に新たに追加し、及び当該区域外流入者に対して負担金を賦課徴収することができるようにするため、本案を提出する。

一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p><u>一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、この条例の定めるところにより、<u>公共下水道に係る都市計画下水道事業</u>(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づく受益者負担金_____ (以下「負担金」という。)を徴収するものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において、「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地所有者_____</p> <p>_____をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p>	<p><u>一宮市下水道事業受益者負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、この条例の定めるところにより、<u>公共下水道事業</u>_____(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条に規定する_____<u>受益者負担金及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条に規定する分担金</u>(以下「負担金」という。)を徴収するものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において、「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地所有者及び排水区域外の区域から下水を公共下水道に流入させるために、<u>下水道法(昭和33年法律第79号)第24条第1項の許可を受けて公共下水道に固着した排水設備を設置する土地所有者</u>(以下「区域外流入者」という。)をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>2 <u>前項ただし書の規定にかかわらず、土地所有者及び地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が、協議により当該土地に係る負担金の徴収を受けるべき者を定め、その旨を市長に申し出た場合は、その者を受益者とみなす。</u></p>

2 市長は、排水区域における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1平方メートル当たりの負担金額に、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条第1項に規定する賦課対象区域内に存するものの面積を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 市長は、前年度末までに下水道の供用を開始することが可能となった区域及び市長が特に必要と認める区域を負担金の賦課区域(以下「賦課対象区域」という。)として定め、これを公告しなければならない。

2 略

3 市長は、排水区域における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、第1項の受益者を定めることができる。

(負担金の額)

第4条 _____負担金の額は、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1平方メートル当たりの負担金額に、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条第1項に規定する賦課対象区域内に存するものの面積を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、区域外流入者の負担金の額は、同項の表の左欄に掲げる負担区の区分のうち、市街化調整区域内に存する土地については市街化調整区域負担区の1平方メートル当たりの負担金額に、その他の区域に存する土地についてはその土地の接続先となる負担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1平方メートル当たりの負担金額に当該土地の面積を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 市長は、前年度末までに下水道の供用を開始することが可能となった区域_____を負担金の賦課区域(以下「賦課対象区域」という。)として定め、これを公告しなければならない。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、区域外流入者が一宮市下水道条例(昭和49年条例第48号)第24条の許可を受けた場合は、市長は、その者を負担金を賦課すべき者として定めることができる。この場合において、

<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(負担金の納期前納付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により、負担金を納期前に納付した受益者には、規則で定める基準により報奨金を交付する。ただし、_____徴収猶予を受けた土地に係る負担金については交付しない。</p>	<p><u>その者を市長が負担金を賦課すべき者と定めるときをもって、第1項の公告があったものとみなす。</u></p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、区域外流入者に係る負担金は、一括で徴収するものとする。</u></p> <p>(負担金の納期前納付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により、負担金を納期前に納付した受益者には、規則で定める基準により報奨金を交付する。ただし、<u>区域外流入者及び徴収猶予を受けた土地に係る負担金については交付しない。</u></p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、区域外流入者のうち令和4年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一宮市都市公園条例及び一宮市立学校施設使用条例の一部改正について

一宮市都市公園条例及び一宮市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

平島公園、真清公園、音羽公園及び九品地公園のプール並びに市内小中学校における市民開放プール事業を廃止するため、本案を提出する。

一宮市都市公園条例及び一宮市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

(一宮市都市公園条例の一部改正)

第1条 一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第5条の2、第5条の5関係) 【別記1 参照】 別表第17(第13条の2関係) <u>公園プール</u> 【別記2 参照】 備考 略	別表第2(第5条の2、第5条の5関係) 【別記1 参照】 別表第17(第13条の2関係) <u>富田山公園(一宮市尾西プール)</u> 【別記2 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

施設名	使用することができる期間及び時間
平島公園 真清公園 音羽公園 九品地公園(プール)	市内小中学校の夏季休業日の期間(夏季休業日の初日が次の各号のいずれかの曜日に該当するときは、当該各号に定める日を当該期間の初日とする。)の午前9時30分から午後5時までとする。 (1) 火曜日 7月18日 (2) 月曜日 7月19日 (3) 日曜日 7月20日
富田山公園 (一宮市尾西プール)	7月1日から8月31日までの午前9時から午後4時30分までとする。
略	

改正案

施設名	使用することができる期間及び時間
富田山公園 (一宮市尾西プール)	7月1日から8月31日までの午前9時から午後4時30分までとする。
略	

【別記2】

現行

区分	単位	利用料金の上限額	対象公園
専用使用	午前9時30分から午後1時 まで	4,400円	平島公園、真清公園、音羽 公園、九品地公園
	午後1時から午後5時まで	4,400円	
	午前9時から正午まで	8,400円	富田山公園(一宮市尾西プ

	午後0時30分から午後4時30分まで	13,650円	プール・50mプール)
	午前9時から正午まで	5,780円	富田山公園(一宮市尾西プ
	午後0時30分から午後4時30分まで	8,400円	ール・25mプール)
個人遊泳使用	1人1回につき	大人320円	富田山公園(一宮市尾西プ
		小人(中学生以下)	ール)
		110円	

改正案

区分		単位	利用料金の上限額
専用使用	50mプール	午前9時から正午まで	8,400円
		午後0時30分から午後4時30分まで	13,650円
	25mプール	午前9時から正午まで	5,780円
		午後0時30分から午後4時30分まで	8,400円
個人遊泳使用	1人1回につき		大人320円
			小人(中学生以下)

(一宮市立学校施設使用条例の一部改正)

第2条 一宮市立学校施設使用条例(昭和56年一宮市条例第65号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(指定管理者)</p> <p>第7条 教育委員会は、施設のうちプールを市民に開放する場合において、その管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にプールの管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第8条 前条の規定により、指定管理者にプールの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 第2条の許可に関する業務</p> <p>(2) プールの維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員</p>	<p>第7条から第9条まで 削除</p>

会が必要と認める業務

2 前項の場合における第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則その他の法令の定めるところに従い、適正にプールの管理を行わなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第32号

一宮市公民館設置及び管理に関する条例及び一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市公民館設置及び管理に関する条例及び一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

一宮市尾西南部公民館及び一宮市尾西南部生涯学習センターの施設の改修に伴い、当該公民館の名称を変更し、及び当該生涯学習センターの施設使用料の区分の変更等を行うため、本案を提出する。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例及び一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市公民館設置及び管理に関する条例(昭和30年一宮市条例第18号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第1条 略 2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記 参照】	第1条 略 2 略 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置
略	
一宮市尾西南部公民館	略
略	

改正案

名称	位置
略	
一宮市朝日公民館	略
略	

(一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第55号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第7条関係) 1 尾西南部生涯学習センター施設使用料 (単位 円) 【別記 参照】 備考 略 2 略	別表第2(第7条関係) 1 略 (単位 円) 【別記 参照】 備考 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分		午後5時まで4時間以内	午後5時から4時間以内
略			
2階	会議室1	1,580	2,100
	会議室2	540	720
略			
3階	略		
	視聴覚室	略	

改正案

区分		午後5時まで4時間以内	午後5時から4時間以内
略			
2階	小会議室	1,580	2,100
	略		
3階	略		
	中会議室	略	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一宮市公民館設置及び管理に関する条例第1条第2項の表に規定する一宮市朝日公民館の使用に係る手続は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例別表第2第1項に規定する一宮市尾西南部生涯学習センター小会議室及び中会議室の使用に係る手続は、施行日前においても行うことができる。

一宮市木曾川体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市木曾川体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

一宮市木曾川体育館の主競技場の2分の1利用ができる場合を限定し、及び当該主競技場のスポーツ(営利のためのスポーツを除く。)利用の場合に係る利用料金の上限額を引き上げる一方、スポーツ(営利のためのスポーツを除く。)利用以外の場合に係る利用料金の上限額を引き下げするため、本案を提出する。

一宮市木曾川体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市木曾川体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第6条関係) 1 施設利用料金 【別記 参照】 備考 1 <u>スポーツ(営利のためのスポーツを除く。)利用において主競技場の2分の1以内を利用する場合における利用料金の額は、半額とする。</u> 2 主競技場において昼間に照明点灯する場合は、1時間につき <u>1,050円</u> (主競技場の2分の1利用の場合は、半額)を上限額とする利用料金を別に徴収する。 3 主競技場において、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき <u>3,150円</u> を上限額とする利用料金を別に徴収する。 4 略 2 略	別表(第6条関係) 1 略 【別記 参照】 備考 1 <u>スポーツ(営利のためのスポーツを除く。)利用の場合で入場料無料のときに限り、主競技場の2分の1利用を認めるものとする。この場合における利用料金の額は、半額とする。</u> 2 主競技場において昼間に照明点灯する場合は、1時間につき <u>1,000円</u> (主競技場の2分の1利用の場合は、半額)を上限額とする利用料金を別に徴収する。 3 主競技場において、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき <u>3,400円</u> を上限額とする利用料金を別に徴収する。 4 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分			利用料金の上限額 (2時間ごとの金額)		
			昼間	夜間	
			午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	
専用 利用	主競技場	スポーツ(営利のためのスポーツを除く。)利用のとき	入場料無料	<u>2,100円</u>	<u>4,200円</u>
			入場料有料	<u>4,200円</u>	<u>6,300円</u>
	その他の利用のとき	入場料無料	<u>21,000円</u>	<u>28,000円</u>	
		入場料有料	<u>52,500円</u>	<u>59,500円</u>	

略
略

改正案

区分				利用料金の上限額 (2時間ごとの金額)	
				昼間	夜間
				午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
専 用 利 用 場	主競技 場	スポーツ(営利 のためのスポ ーツを除く。) 利用のとき	入場料無料	3,150円	5,150円
			入場料有料	12,600円	20,600円
	その他の利用 のとき	入場料無料	12,600円	20,600円	
		入場料有料	12,600円	20,600円	
略					
略					

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にその使用を許可するものについて適用し、同日前にその使用を許可したものについては、なお従前の例による。

議案第34号

いちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

いちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、いちのみや中央プラザ体育館の管理を指定管理者に行わせるため、本案を提出する。

いちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

いちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例(平成30年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 次の _____ 各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しない。 (1)～(4) 略 (使用料)</p> <p>第6条 第4条の規定による許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、別表第1に定める額の使用料 _____ を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用者が体育館の一部を使用し、又は付属設備、器具等を使用するときは、別表第2に定める額の使用料を別に納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料 の徴収時期)</p> <p>第7条 <u>使用料</u> は、第4条の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし、国又は地方公共団体その他これらに類する団体の使用に係る場合で、市長 _____ が特にやむを得ないと認めるときは、使用後</p>	<p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定管理者(第17条の2の規定により体育館の管理を行う指定管理者をいう。第6条から第9条までにおいて同じ。)は、必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しない。 (1)～(4) 略 (利用料金)</p> <p>第6条 <u>次に掲げる者は、別表第1又は別表第2に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</u> (1) <u>第4条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u> (2) <u>体育館の一部又は付属設備、器具等を使用しようとする使用者</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として収受するものとする。</u></p> <p>(利用料金の徴収時期)</p> <p>第7条 <u>利用料金</u>は、第4条の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし、国又は地方公共団体その他これらに類する団体の使用に係る場合で、<u>指定管理者</u>が特にやむを得ないと認めるときは、使用後</p>

において徴収することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公用に供し、若しくは公益を目的とするもの又は特別の理由があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は _____、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰すことのできない理由により使用することができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

(特別の設備)

第10条 使用者は、特別の設備又は器具を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は使用させては _____ ならない。

(使用の許可の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長において必要と認めたとき。

において徴収することができる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が定める基準により _____、利用料金を

減免することができる。

(利用料金の不返還)

第9条 納付された利用料金は、返還しない。ただし、市長が定める基準により、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備)

第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具の搬入をし、又は設備の変更をしては _____ ならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第14条 使用者は、許可を受けた目的以外に体育館を使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第16条 略

(1)～(3) 略

(4) 災害その他の使用者の責任によらない理由により使用することができないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要と認めたとき。

第17条 略

第18条 略
別表第1(第6条関係)
【別記1 参照】

(使用者の義務)

第16条の2 使用者は、体育館の使用に際して、この条例、規則及び市長の指示に従わなければならない。

第17条 略

(指定管理者)

第17条の2 市長は、体育館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に体育館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条の3 前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条の許可に関する業務
- (2) 施設の維持及び管理に関する業務
- (3) 前号に掲げる業務を遂行するために必要な事業計画及び実施に関する業務
- (4) 第6条の利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条、第5条、第10条から第13条まで及び第15条から第16条の2までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条の4 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正に体育館の管理を行わなければならない。

第18条 略

別表第1(第6条関係)
【別記1 参照】

備考

- 1 スポーツで使用の場合で入場料無料のときに限り、競技室の2分の1使用を認めるものとする。この場合における使用料の額は、半額とする。
- 2 競技室で昼間点灯するときは、1時間につき1,000円(競技室の2分の1使用の場合は、半額)を_____別に徴収する。
- 3 競技室で冷暖房設備を使用するときは、1時間につき3,400円を_____別に徴収する。
- 4 使用料の額 _____には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。

別表第2(第6条関係)

【別記2 参照】

備考 使用料の額 _____には、消費税等の額が含まれるものとする。

備考

- 1 スポーツで使用の場合で入場料無料のときに限り、競技室の2分の1使用を認めるものとする。この場合における利用料金の額は、半額とする。
- 2 競技室で昼間点灯するときは、1時間につき1,000円(競技室の2分の1使用の場合は、半額)を上限額とする利用料金を別に徴収する。
- 3 競技室で冷暖房設備を使用するときは、1時間につき3,400円を上限額とする利用料金を別に徴収する。
- 4 利用料金の上限額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。

別表第2(第6条関係)

【別記2 参照】

備考 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

使用区分	使用料の額 (2時間ごとの金額)	
	平日	土曜日・日曜日・休日
略		

改正案

使用区分	利用料金の上限額 (2時間ごとの金額)	
	平日	土曜日・日曜日・休日
略		

【別記2】

現行

種類	数量	使用料の額
略		

改正案

種類	数量	利用料金の上限額
略		

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市木曾川資料館条例の一部改正について

一宮市木曾川資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

一宮市木曾川資料館の開館日及び開館時間について、柔軟な運用を図ることを目的として、規則で定めるようにするため、本案を提出する。

一宮市木曾川資料館条例の一部を改正する条例

一宮市木曾川資料館条例(平成17年一宮市条例第174号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p><u>(休館日)</u> <u>第5条 木曾川資料館の休館日は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合を除く。</u> <u>(2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。</u> <u>(3) 12月28日から翌年の1月4日まで</u> <u>(開館時間)</u> <u>第6条 木曾川資料館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は、午後4時30分までとする。</u> <u>2 市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</u></p>	<p><u>(開館日及び開館時間)</u> <u>第5条 木曾川資料館の開館日及び開館時間は、規則で定める。</u></p> <p><u>第6条 削除</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

一宮市消防団条例の一部改正について

一宮市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

消防団員について、出勤報酬を新たに支給し、及び各種出勤に伴う費用弁償の額を変更するため、本案を提出する。

一宮市消防団条例の一部を改正する条例

一宮市消防団条例(昭和25年一宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第14条 団員には別表第1に定めるところにより報酬__を支給する。</p> <p>2 団員が別表第2に定める出動区分により出動したときは、同表に定める<u>範囲内において出動に要した費用を弁償する。</u></p> <p>3 _____ 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1(第14条関係) 【別記1 参照】</p> <p>別表第2(第14条関係) 【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第14条 団員には別表第1に定めるところにより<u>年額報酬</u>を支給する。</p> <p>2 団員が別表第2に定める出動区分により出動したときは、同表に定めるところにより<u>出動報酬を支給</u> _____ する。</p> <p>3 団員が前項の出動をしたときは、費用弁償として1回につき200円を支給する。</p> <p>4 第2項の出動を除き、<u>団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</u></p> <p>5 略</p> <p>別表第1(第14条関係) 【別記1 参照】</p> <p>別表第2(第14条関係) 【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

階級	報酬__の額(年額)
略	

改正案

階級	年額報酬の額_____
略	

【別記2】

現行

出動の区分	費用弁償の額(1回につき)
災害出動	2,800円以内
訓練等出動	1,700円以内
観閲出動	2,600円以内
出初め出動	2,600円以内

警戒出動	2,200円以内
年末警戒出動	2,600円以内
機械点検出動	2,000円以内

改正案

出動の区分	出動報酬の額 (1回につき)	
	災害出動	4時間までの出動
4時間を超える出動		8時間までごとに8,000円
訓練等出動		1,700円
観閲出動		2,600円
出初め出動		2,600円
警戒出動		2,200円
年末警戒出動		2,600円
機械点検出動		2,000円

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

一宮市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

一宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和29年法律第91号)の一部改正により、非常勤消防団員又は非常勤水防団員の傷病補償年金等を受ける権利を担保とする株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の貸付けの業務が廃止されることに伴い、当該権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することを認める規定を削るため、本案を提出する。

一宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

一宮市消防団員等公務災害補償条例(平成17年一宮市条例第45号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、<u>非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第38号

一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定に係る議決内容の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、既に令和2年12月21日に議決を得た一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定について、音羽公園プール等に係る指定の期間に関し、議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

1 変更すべき部分が生じた公の施設

(1) 一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)第5条の2に規定する次の施設

名 称	位 置
音羽公園プール	一宮市音羽3丁目13番
九品地公園プール	一宮市文京1丁目3番
真清公園プール	一宮市公園通6丁目38番
平島公園プール	一宮市羽衣2丁目5番

(2) 一宮市立学校施設使用条例(昭和56年一宮市条例第65号)第7条に規定する次の市民開放プール

名 称	位 置
一宮市立南部中学校プール	一宮市浅野字長島39番地1
一宮市立北方中学校プール	一宮市北方町北方字宮浦42番地
一宮市立大和中学校プール	一宮市大和町苅安賀字上東出80番地
一宮市立奥中学校プール	一宮市奥町字上平池55番地
一宮市立萩原中学校プール	一宮市萩原町串作字河室浦1番地
一宮市立千秋中学校プール	一宮市千秋町佐野字高須2982番地
一宮市立神山小学校プール	一宮市平和2丁目12番7号
一宮市立葉栗小学校プール	一宮市島村字大西出36番地
一宮市立西成小学校プール	一宮市西大海道字障子目30番地
一宮市立丹陽小学校プール	一宮市三ツ井五丁目22番1号
一宮市立浅井南小学校プール	一宮市浅井町江森字大道附80番地
一宮市立今伊勢小学校プール	一宮市今伊勢町新神戸字乾26番地
一宮市立富士小学校プール	一宮市富士2丁目5番14号

2 変更前の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

3 変更後の指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(1年間)

和解及び損害賠償の額の決定について

負傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

1 事故の概要

令和2年3月24日、本件和解の相手方(個人。以下「相手方」という。)が、相手方の勤務する事業所から駐車場に向かって歩行していた際、一宮市道P2064号線のガードレールの裏側の集水ますが設置されている箇所に進入し、蓋が無かったため当該集水ますに転落した。これにより、相手方が負傷し、後遺障害を負った。

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として、4,207,536円を、示談成立後1か月以内に、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

4,207,536円

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約の締結をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 契約金額 11,880,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 名古屋市千種区徳川山町2丁目2番15号
氏名 大島 嘉秋
資格 公認会計士

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

路線廃止

整理番号	路線名	起	点	主要な経過地
		終	点	
①	市道H012号線	萩原町花井方字天神	萩原町花井方字天神	
	以下余白			

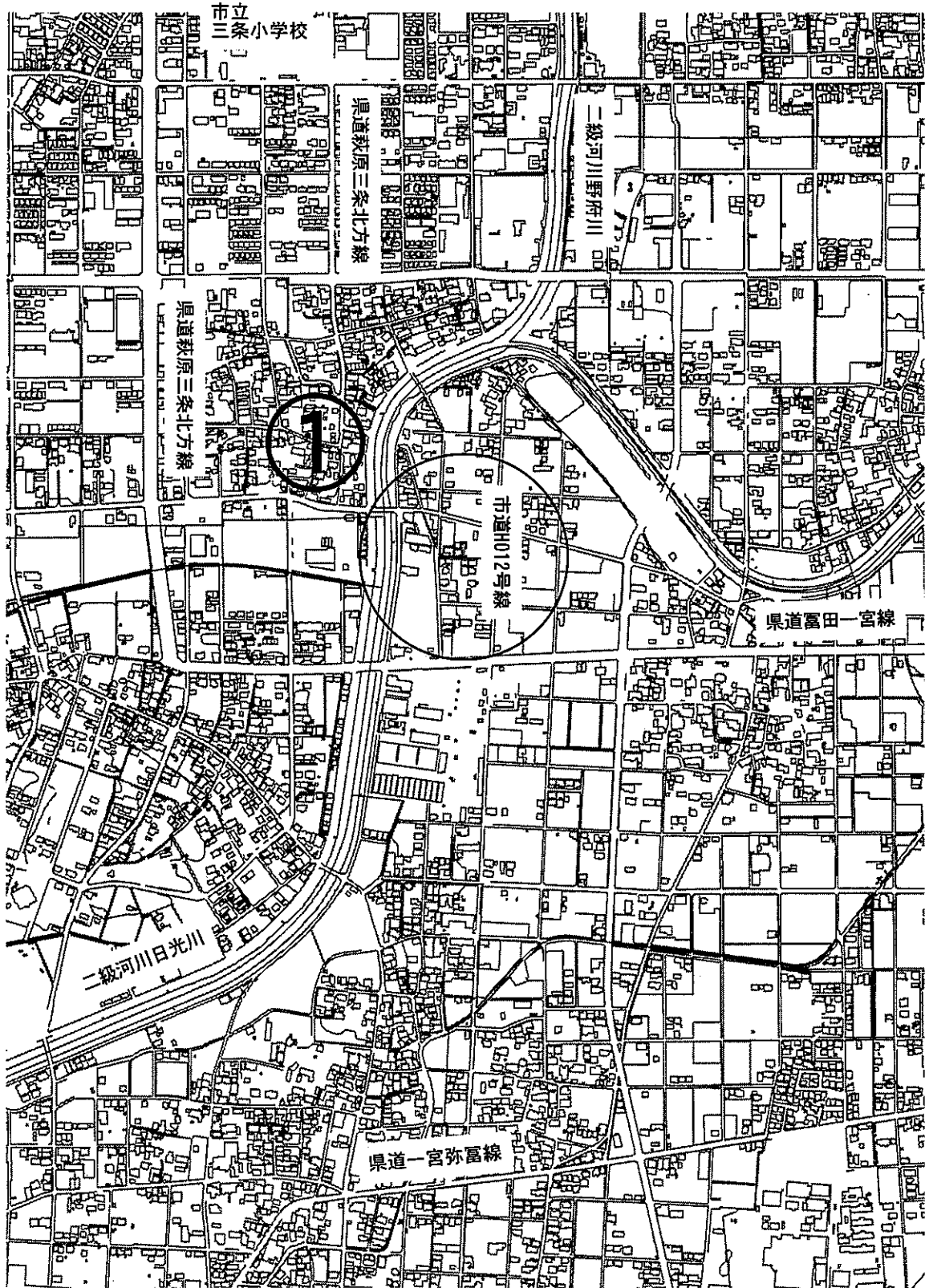
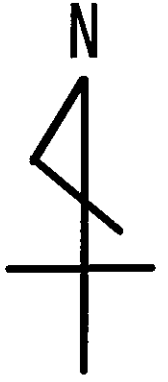
路線認定

整理 番号	路 線 名	起 点	経 過 地
		終 点	
1	市道P5045号線	木曾川町内割田字渡り戸 木曾川町内割田字渡り戸	
	以下 余 白		

凡 例	
①	路線廃止整理番号
□□□□	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
————	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

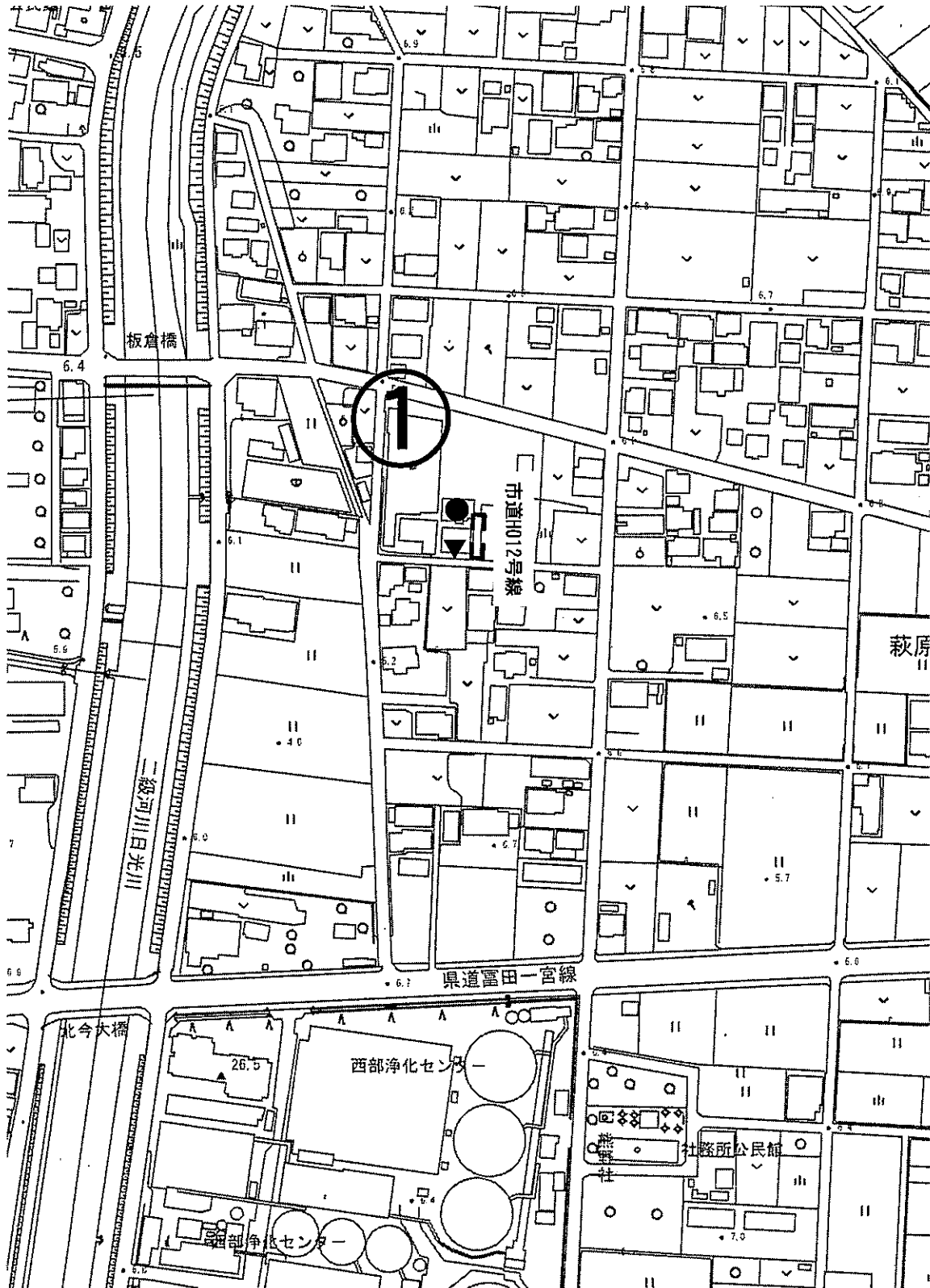
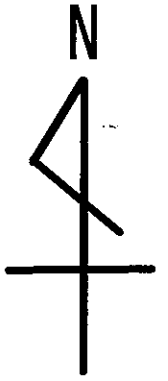
案内図

S=1 / 10,000



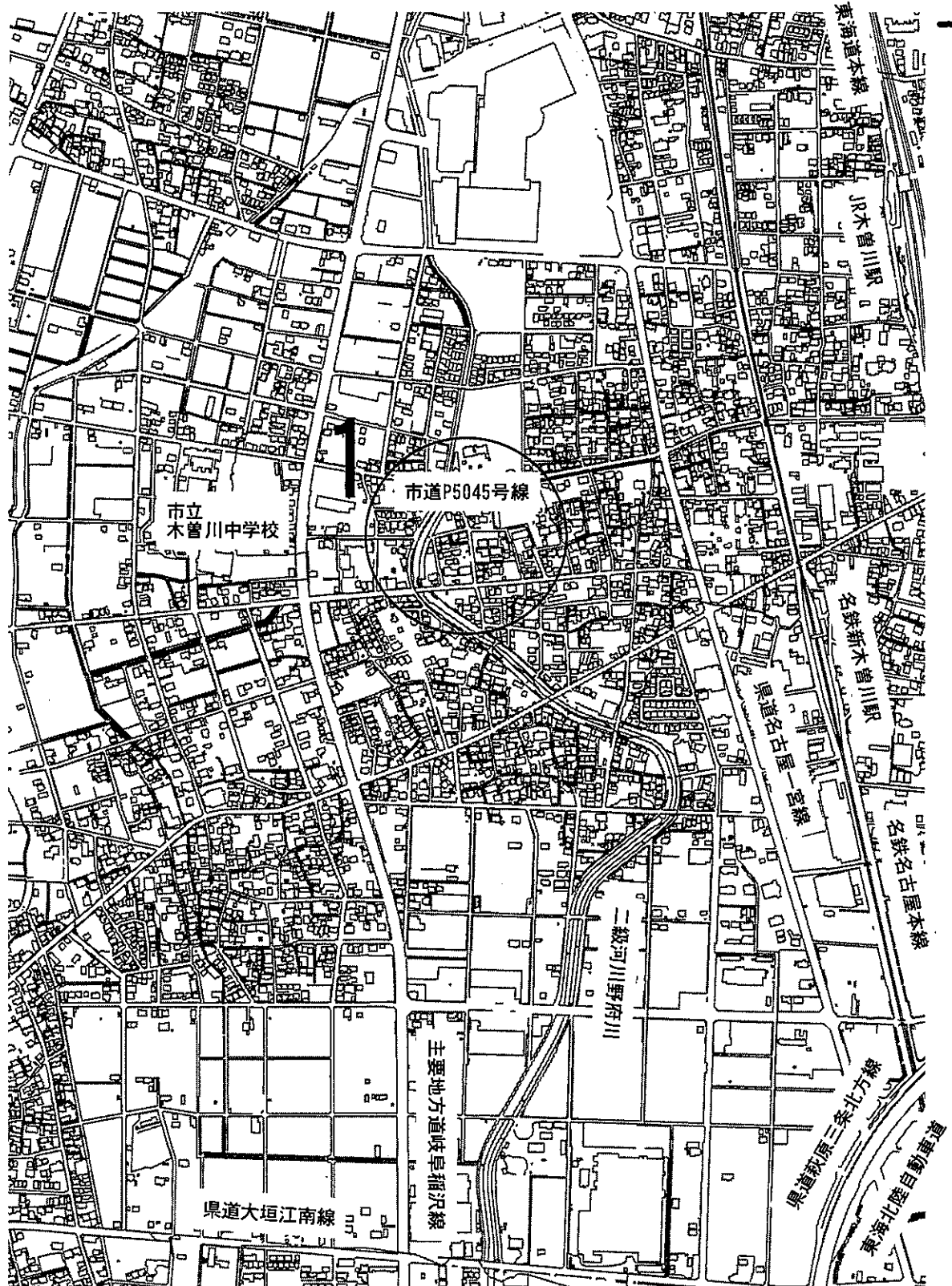
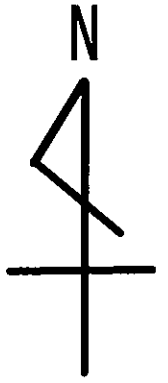
位置図

S= 1 / 2, 500



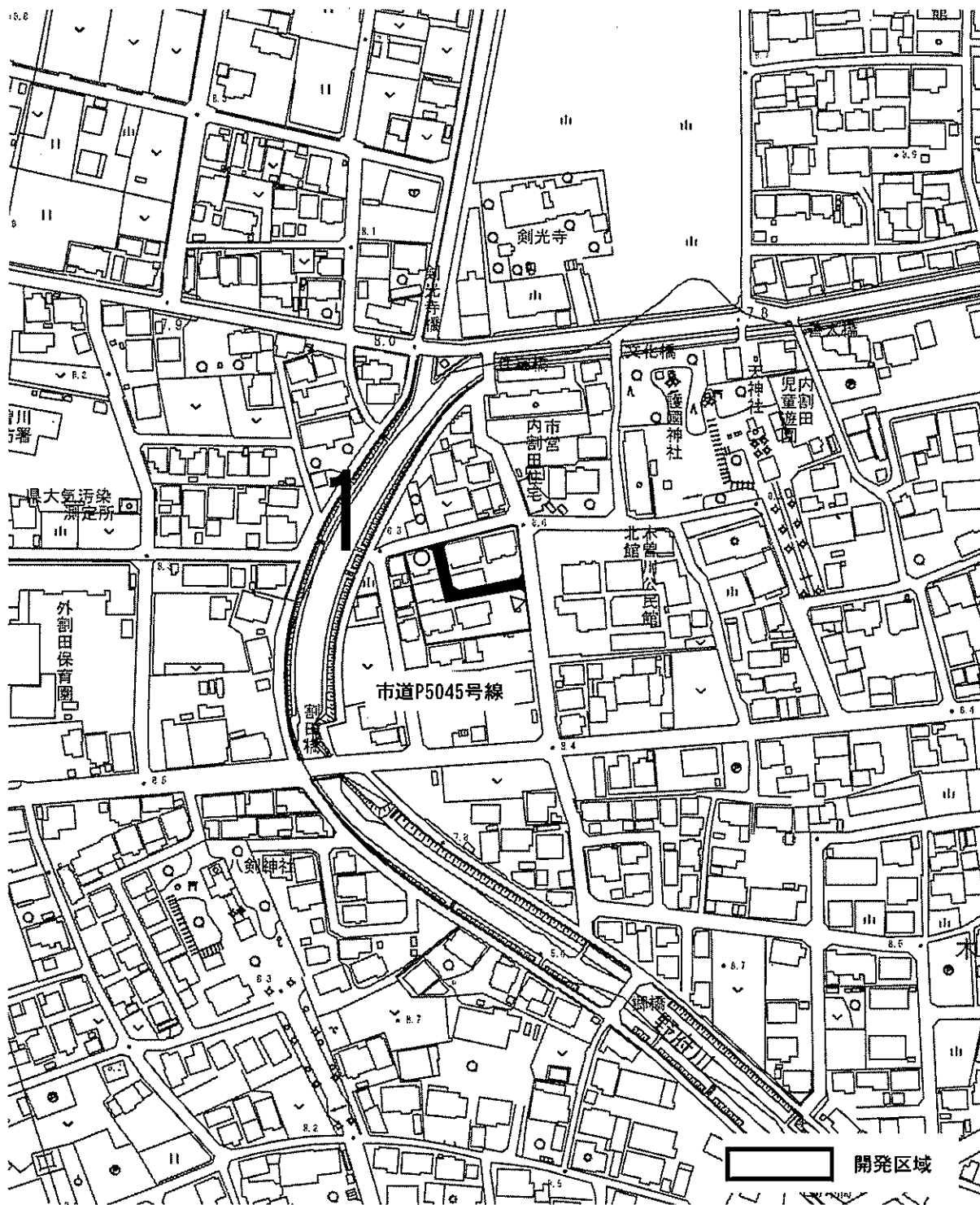
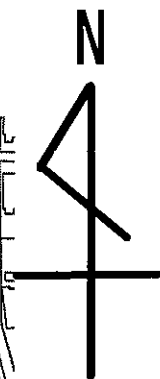
案内図

S=1 / 10,000



位置図

S= 1 / 2, 500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	角切部幅員(m)
1	市道P5045号線	52.00	5.0	起終点 9.2

民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る契約の締結をしたいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1 事業名称 | 民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業 |
| 2 事業場所 | 一宮市浅井町東浅井地内及び一宮市浅井町西浅井地内 |
| 3 事業概要 | (仮称)一宮市第1共同調理場の設計、建設、維持管理及び運営に係る業務 |
| 4 契約方法 | 随意契約(公募型プロポーザル方式) |
| 5 契約金額 | 9,847,945,668円 |
| 6 契約の相手方 | 一宮市時之島字吹上23番地2
株式会社一宮スクールランチ |

承認第1号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和3年12月22日専決)

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和3年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,274,012千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134,777,397千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月22日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国	庫支出金	26,881,743	3,274,012	30,155,755
	2 国庫補助金	7,787,191	3,274,012	11,061,203
	歳入合計	131,503,385	3,274,012	134,777,397

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民	生 費	55,020,380	3,274,012	58,294,392
	3 児 童 福 祉 費	27,696,145	3,274,012	30,970,157
	歳 出 合 計	131,503,385	3,274,012	134,777,397

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	26,881,743	3,274,012	30,155,755
歳入合計	131,503,385	3,274,012	134,777,397

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費	千円 55,020,380	千円 3,274,012	千円 58,294,392
歳 出 合 計	131,503,385	3,274,012	134,777,397

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市	債	その他
千円	千円	千円	千円
3,274,012			
3,274,012			

2 歳 入

15款 国庫支出金

3,274,012千円

2項 国庫補助金

3,274,012千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 5,019,785	千円 3,274,012	千円 8,293,797
計	7,787,191	3,274,012	11,061,203

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説 明
区 分	金 額	
3 児童福祉費補 助金	千円 3,274,012 * 4,844,390	○子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金(10/10) 千円 3,274,012

3 歳 出

3 款 民生費

3,274,012千円

3 項 児童福祉費

3,274,012千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 13,432,486	千円 3,274,012	千円 16,706,498	千円 3,274,012	千円	千円	千円
計	27,696,145	3,274,012	30,970,157	3,274,012			

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 836 * 54,666	○印刷製本費	千円 836
11 役務費	3,976 * 43,575	○口座振替手数料	3,976
18 負担金、補助 及び交付金	3,269,200 * 3,796,735	○子育て世帯への臨時特別給付金	3,269,200

承認第2号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和4年1月5日専決)

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和3年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,993,982千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,771,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年1月5日専決

一宮市長 中野 正康

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国	庫 支 出 金	30,155,755	4,721,147	34,876,902
	2 国 庫 補 助 金	11,061,203	4,721,147	15,782,350
19 繰	入 金	2,783,773	200,000	2,983,773
	2 基 金 繰 入 金	2,753,223	200,000	2,953,223
20 繰	越 金	2,208,414	72,835	2,281,249
	1 繰 越 金	2,208,414	72,835	2,281,249
	歳 入 合 計	134,777,397	4,993,982	139,771,379

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民	生 費	58,294,392	4,993,982	63,288,374
	1 社 会 福 祉 費	14,886,240	4,721,147	19,607,387
	3 児 童 福 祉 費	30,970,157	272,835	31,242,992
歳 出 合 計		134,777,397	4,993,982	139,771,379

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	
		時間外勤務手当	5,832
		消耗品費	233
		印刷製本費	545
		通信運搬費	9,613
		手数料	528
		口座振替手数料	5,396
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金 給付事務委託料	86,681
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金 システム構築業務委託料	15,840
		電子複写機使用料	10
住民税非課税世帯等臨時特別給付金	4,500,000		

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	30,155,755	4,721,147	34,876,902
19 繰入金	2,783,773	200,000	2,983,773
20 繰越金	2,208,414	72,835	2,281,249
歳入合計	134,777,397	4,993,982	139,771,379

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費	千円 58,294,392	千円 4,993,982	千円 63,288,374
歳 出 合 計	134,777,397	4,993,982	139,771,379

補正額の財源内訳			
特	定 財		源
国県支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
4,721,147			272,835
4,721,147			272,835

2 歳 入

15款 国庫支出金 4,721,147千円
 2項 国庫補助金 4,721,147千円

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	千円 8,293,797	千円 4,721,147	千円 13,014,944
計	11,061,203	4,721,147	15,782,350

19款 繰入金 200,000千円
 2項 基金繰入金 200,000千円

目	補正前の額	補正額	計
1 基金繰入金	千円 2,753,223	千円 200,000	千円 2,953,223
計	2,753,223	200,000	2,953,223

20款 繰越金 72,835千円
 1項 繰越金 72,835千円

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	千円 2,208,414	千円 72,835	千円 2,281,249
計	2,208,414	72,835	2,281,249

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		区 分	金 額	説 明
1	社会福祉費補助金		千円 4,721,147 * 131,632	千円 ○新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(10/10) 91,147 ○住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業補助金(10/10) 4,630,000

節		区 分	金 額	説 明
2	財政調整基金繰入金		千円 200,000 * 2,700,000	千円 ○財政調整基金繰入金 200,000

節		区 分	金 額	説 明
1	前年度繰越金		千円 72,835 * 2,208,414	千円 ○繰越金 72,835

15款 国庫支出金 19款 繰入金 20款 繰越金

3 歳 出

3款 民生費

4,993,982千円

1項 社会福祉費

4,721,147千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,740,294	千円 91,147	千円 1,831,441	千円 91,147	千円	千円	千円
6 臨時特別給付金支給事業費	0	4,630,000	4,630,000	4,630,000			

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 282 * 22,114	○会計年度任用職員報酬 千円 282
3 職員手当等	2,965 * 399,079	○時間外勤務手当 2,965
4 共済費	2 * 201,833	○会計年度任用職員社会保険料負担金 2
8 旅費	50 * 1,862	○会計年度任用職員通勤費 50
10 需用費	30 * 8,902	○消耗品費 30
11 役務費	498 * 5,152	○通信運搬費 351 ○口座振替手数料 147
18 負担金、補助 及び交付金	87,320 * 174,558	○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 87,320
3 職員手当等	7,249 * 0	○時間外勤務手当 7,249
10 需用費	828 * 0	○消耗品費 283 ○印刷製本費 545
11 役務費	18,897 * 0	○通信運搬費 12,973 ○手数料 528 ○口座振替手数料 5,396
12 委託料	103,016 * 0	○住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務委託料 86,681 ○住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム構築業務委託料 16,335
13 使用料及び賃 借料	10 * 0	○電子複写機使用料 10
18 負担金、補助 及び交付金	4,500,000 * 0	○住民税非課税世帯等臨時特別給付金 4,500,000

3 款 民生費

3款 民生費

4,993,982千円

1項 社会福祉費

4,721,147千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
計	千円 14,886,240	千円 4,721,147	千円 19,607,387	千円 4,721,147	千円	千円	千円

3款 民生費

4,993,982千円

3項 児童福祉費

272,835千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 16,706,498	千円 272,835	千円 16,979,333	千円	千円	千円	千円 272,835
計	30,970,157	272,835	31,242,992				272,835

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 52 * 55,502	○印刷製本費 千円 52
11 役務費	552 * 47,551	○通信運搬費 552
12 委託料	2,231 * 1,092,159	○総合行政システム（福祉系）整備等委託料 2,231
18 負担金、補助 及び交付金	270,000 * 7,065,935	○子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付分） 270,000

3 款 民生費

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(998) 2,441	2,189,257	8,507,850	7,106,539	17,803,646	3,097,076	20,900,722	
補 正 前	(998) 2,441	2,188,975	8,507,850	7,096,325	17,793,150	3,097,074	20,890,224	
比 較	(0) 0	282	0	10,214	10,496	2	10,498	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
		補 正 後	233,952	538,682	2,372,496	1,460,565	210,919	590,289	174,261
	補 正 前	233,952	538,682	2,372,496	1,460,565	210,919	580,075	174,261	41,698
	比 較	0	0	0	0	0	10,214	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)
	補 正 後	0	148,813	41,232	132,250	1,152,728	8,654	0	0
	補 正 前	0	148,813	41,232	132,250	1,152,728	8,654	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(38) 2,441	-	8,507,850	6,741,020	15,248,870	2,834,556	18,083,426	
補 正 前	(38) 2,441	-	8,507,850	6,730,806	15,238,656	2,834,556	18,073,212	
比 較	(0) 0	-	0	10,214	10,214	0	10,214	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
		補 正 後	233,952	538,682	2,006,977	1,460,565	210,919	590,289	174,261
	補 正 前	233,952	538,682	2,006,977	1,460,565	210,919	580,075	174,261	41,698
	比 較	0	0	0	0	0	10,214	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)
	補 正 後	0	148,813	41,232	132,250	1,152,728	8,654	0	0
	補 正 前	0	148,813	41,232	132,250	1,152,728	8,654	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(960) 0	2,189,257	0	365,519	2,554,776	262,520	2,817,296	
補 正 前	(960) 0	2,188,975	0	365,519	2,554,494	262,518	2,817,012	
比 較	(0) 0	282	0	0	282	2	284	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
		補 正 後	-	0	365,519	-	-	0	0
	補 正 前	-	0	365,519	-	-	0	0	0
	比 較	-	0	0	-	-	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業務手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	-	0	-	-	-
	補 正 前	0	0	0	-	0	-	-	-
	比 較	0	0	0	-	0	-	-	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	0	1 給与改正に伴う増減分	0		給与改正の状況 給料の改正率 給与改正実施時期	
		2 昇給に伴う増加分	0			
		3 その他の増減分	0			
職 員 手 当	10,214	1 制度改正に伴う増減分	0			
		2 その他の増減分	ア 会計年度任用職員以外の職員	10,214	○時間外勤務手当 10,214,000円	
			イ 会計年度任用職員	0		

承認第3号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和4年1月18日専決)

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和3年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 279,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140,050,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年1月18日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国	庫 支 出 金	34,876,902	500,000	35,376,902
	2 国 庫 補 助 金	15,782,350	500,000	16,282,350
19 繰	入 金	2,983,773	△200,000	2,783,773
	2 基 金 繰 入 金	2,953,223	△200,000	2,753,223
20 繰	越 金	2,281,249	△21,000	2,260,249
	1 繰 越 金	2,281,249	△21,000	2,260,249
	歳 入 合 計	139,771,379	279,000	140,050,379

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民	生 費	63,288,374	279,000	63,567,374
	3 児 童 福 祉 費	31,242,992	279,000	31,521,992
	歳 出 合 計	139,771,379	279,000	140,050,379

第2表 繰越明許費補正

(追加)			(千円)
款	項	事業名	金額
3 民生費	3 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金 (特例給付分等)	5,000

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	34,876,902	500,000	35,376,902
19 繰入金	2,983,773	△200,000	2,783,773
20 繰越金	2,281,249	△21,000	2,260,249
歳入合計	139,771,379	279,000	140,050,379

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費	千円 63,288,374	千円 279,000	千円 63,567,374
歳 出 合 計	139,771,379	279,000	140,050,379

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
500,000			△221,000
500,000			△221,000

2 歳 入

15款 国庫支出金 500,000千円
 2項 国庫補助金 500,000千円

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	千円 1,558,497	千円 500,000	千円 2,058,497
計	15,782,350	500,000	16,282,350

19款 繰入金 △200,000千円
 2項 基金繰入金 △200,000千円

目	補正前の額	補正額	計
1 基金繰入金	千円 2,953,223	千円 △200,000	千円 2,753,223
計	2,953,223	△200,000	2,753,223

20款 繰越金 △21,000千円
 1項 繰越金 △21,000千円

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	千円 2,281,249	千円 △21,000	千円 2,260,249
計	2,281,249	△21,000	2,260,249

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補 助金	千円 500,000 * 1,242,311	○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 500,000

節		説	明
区 分	金 額		
2 財政調整基金 繰入金	千円 △200,000 * 2,900,000	○財政調整基金繰入金	千円 △200,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 △21,000 * 2,281,249	○繰越金	千円 △21,000

15款 国庫支出金 19款 繰入金 20款 繰越金

3 歳 出

3款 民生費

279,000千円

3項 児童福祉費

279,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 16,979,333	千円 279,000	千円 17,258,333	千円 500,000	千円	千円	千円 △221,000
計	31,242,992	279,000	31,521,992	500,000			△221,000

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 279,000 * 7,335,935	○子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付分等） 千円 279,000

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 3.12.13	令和 3.9.28	交通事故	なし	一宮消防署本署

2 第2項第1号及び第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 3.12.1	令和 3.10.4	交通事故	82,225円	82,225円	教育部総務課
令和 3.12.1	令和 3.10.14	車両損傷事故	139,843円	139,843円	保育課
令和 3.12.1	令和 3.10.21	交通事故	1,245,801円	485,701円	博物館管理課
令和 3.12.8	令和 3.9.21	車両損傷事故	76,052円	76,052円	維持課

報告第2号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和4年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

令和4年度 事業計画書

1 事業計画

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食予定回数と総食数

小学校 191回 4月11日から3月23日
 中学校 19.1回 4月11日から3月23日

	総食数
共同調理場	4,645,973食
単独校調理場	1,493,789食
計	6,139,762食

イ 学校給食用物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定した物資納入業者より、毎月行う物資選定委員会で選定した物資を購入して、南部・北部共同調理場に提供し、翌月その代金の支払いを行う。

単独校調理場は単独校調理場物資選定会で選定した物資を学校毎に購入し、この代金の支払い業務は本給食会が行う。

主食（米飯・パン・麺）及び、牛乳代金についても本会で支払う。

年間物資購入予定額

(単位：千円)

	副食材料	主食	牛乳	計
共同調理場	691,081	268,963	258,058	1,218,102
単独校調理場	224,363	84,479	82,972	391,814
計	915,444	353,442	341,030	1,609,916

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費

(単位：円)

	小学校	中学校
共同調理場	250	285
単独校調理場	250	285

年間徴収予定額

(単位：千円)

	共同調理場	単独校調理場	計
金額	1,218,102	391,814	1,609,916

対象予定食数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
南部共同調理場	18	8,349	8	4,536	26	12,885
北部共同調理場	14	8,039	7	4,119	21	12,158
共同調理場計	32	16,388	15	8,655	47	25,043
単独校調理場	10	5,155	4	2,767	14	7,922
合計	42	21,543	19	11,422	61	32,965

(3) 学校給食についての調査研究・普及充実に関する事業

- ア 物資納入業者等の施設、衛生状況調査
- イ 各種研究、協議会への参加
- ウ 小、中学校PTA等給食試食会の共催
- エ 食育推進事業の共催

令和4年度 収 支 予 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	3,000	3,000	3,000	0	
基本財産収入	0	3,000	3,000	3,000	0	
事業収益	1,609,916,000	0	1,609,916,000	1,627,716,000	△ 17,800,000	
給食費収入	1,609,916,000	0	1,609,916,000	1,627,716,000	△ 17,800,000	
給食費収入(共同調理場)	1,218,102,000	0	1,218,102,000	1,229,120,000	△ 11,018,000	
給食費収入(単独校調理場)	391,814,000	0	391,814,000	398,596,000	△ 6,782,000	
受取市補助金等	25,609,000	2,553,000	28,162,000	49,951,000	△ 21,789,000	
市補助金	25,608,000	2,553,000	28,161,000	49,950,000	△ 21,789,000	
市補填金	1,000	0	1,000	1,000	0	
雑収益	114,000	0	114,000	286,000	△ 172,000	
雑入	114,000	0	114,000	286,000	△ 172,000	
経常収益計	1,635,639,000	2,556,000	1,638,195,000	1,677,956,000	△ 39,761,000	
(2) 経常費用						
事務費	25,608,000	0	25,608,000	45,224,000	△ 19,616,000	
給料	12,693,000	0	12,693,000	14,495,000	△ 1,802,000	
諸手当	5,744,000	0	5,744,000	22,741,000	△ 16,997,000	
共済費	2,982,000	0	2,982,000	3,811,000	△ 829,000	
貸金	2,749,000	0	2,749,000	2,790,000	△ 41,000	
旅費	106,000	0	106,000	96,000	10,000	
需用費	550,000	0	550,000	509,000	41,000	
役務費	768,000	0	768,000	771,000	△ 3,000	
備品購入費	1,000	0	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	14,000	0	14,000	9,000	5,000	
公課費	1,000	0	1,000	1,000	0	
事業費	1,609,916,000	0	1,609,916,000	1,627,716,000	△ 17,800,000	
原材料費(共同調理場)	1,218,102,000	0	1,218,102,000	1,229,120,000	△ 11,018,000	
原材料費(単独校調理場)	391,814,000	0	391,814,000	398,596,000	△ 6,782,000	
徴収不能額	114,000	0	114,000	286,000	△ 172,000	
雑費	1,000	0	1,000	1,000	0	
減価償却費	0	287,000	287,000	287,000	0	
管理費	0	2,556,000	2,556,000	4,729,000	△ 2,173,000	
給料	0	1,411,000	1,411,000	1,611,000	△ 200,000	
諸手当	0	639,000	639,000	2,527,000	△ 1,888,000	
共済費	0	331,000	331,000	424,000	△ 93,000	
旅費	0	19,000	19,000	16,000	3,000	
需用費	0	17,000	17,000	12,000	5,000	
役務費	0	105,000	105,000	106,000	△ 1,000	
備品購入費	0	1,000	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	0	2,000	2,000	1,000	1,000	
公課費	0	31,000	31,000	31,000	0	
経常費用計	1,635,639,000	2,843,000	1,638,482,000	1,678,243,000	△ 39,761,000	
評価損益等調整前当期計上増減額	0	△ 287,000	△ 287,000	△ 287,000	0	
当期経常増減額	0	△ 287,000	△ 287,000	△ 287,000	0	

(単位:円)

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備 考
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用						
固定資産除却損	0	0	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 287,000	△ 287,000	△ 287,000	0	
一般正味財産期首残高	0	604,000	604,000	863,001	△ 259,001	
一般正味財産期末残高	0	317,000	317,000	576,001	△ 259,001	
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
指定正味財産期末残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
III 正味財産期末残高	0	10,317,000	10,317,000	10,576,001	△ 259,001	

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込み

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度予算額	増 減	備 考
【投資活動収支の部】						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	
【財務活動収支の部】						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	

2. 給食費収入の増加に連動する費用(原材料費)に限り予算を超えて執行することができる。

報告第3号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和4年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

令和4年度一宮市土地開発公社事業計画

1 用地取得

一宮市との協議に基づき、都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地(令和4年度議決分)を始め2事業に係る用地の取得を予定しています。

事業の区分		取得面積 (㎡)	処分予定年度	処分の相手
1. 公有地取得事業	1. 都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地(令和4年度議決分)	200.00	令和7年度	一宮市
	2. 公払法及び収用法等による買取り用地	2,000.00	—	
	合 計	2,200.00		

2 用地処分

一宮市との協議に基づき、都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地(令和4年度議決分)を始め3事業に係る用地の処分を予定しています。

事業の区分		処分面積 (㎡)	処分の相手	処分の方法
1. 公有地取得事業	1. 都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地(令和4年度議決分)	125.00	一宮市	当初の覚書等に基づく随意契約
	2. 公払法及び収用法等による買取り用地	1,000.00		
	3. 都市計画道路木曾川玉野線道路改築事業用地	2,216.67		
	合 計	3,341.67		

令和4年度一宮市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和4年度一宮市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用地取得面積 2,200.00 m²
- (2) 用地処分面積 3,341.67 m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

		収 入	
第1款	事業収益		195,811 千円
第1項	公有地取得事業収益		189,105 千円
第2項	附帯等事業収益		6,706 千円
第3項	補助金等収益		0 千円
第2款	事業外収益		24 千円
第1項	受取利息		5 千円
第2項	雑収益		19 千円
		支 出	
第1款	事業原価		191,599 千円
第1項	公有地取得事業原価		188,736 千円
第2項	附帯等事業原価		2,863 千円
第2款	販売費及び一般管理費		2,620 千円
第1項	販売費及び一般管理費		2,620 千円
第3款	事業外費用		11 千円
第1項	支払利息		10 千円
第2項	雑損失		1 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額188,736千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

		収 入	
第1款	資本的収入		267,674 千円
第1項	長期借入金		267,674 千円
		支 出	
第1款	資本的支出		456,410 千円
第1項	公有地取得事業費		267,674 千円
第2項	長期借入金償還金		188,736 千円

(長期借入金)

第5条 長期借入金の限度額、借入の方法、利率及び償還の方法は「第1表 長期借入金」による。

2 長期借入金の限度額のうち本事業年度において借入れを行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借り入れることができる。

第1表 長期借入金

借入の目的	限 度 額	借入の方法	利 率	償 還 の 方 法
公有地取得事業	267,674 千円	証書借入等	年 1.00 % 以内	公有地取得事業収益等をもって償還する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費は、これを相互に流用することができる。

令和4年度一宮市土地開発公社予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業収益			
195,811	1. 公有地取得事業収益		
	189,105	1. 公有用地売却収益	○都市計画道路木曾川古知野線道路 改築事業用地（令和4年度議決分）
		189,105	○公払法及び収用法等による買取り用地
			○都市計画道路木曾川玉野線道路 改築事業用地
			5,699
			127,859
			55,547
		2. 代替地売却収益	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業収益		
	6,706	1. 保有土地賃貸等収益	○保有土地一時使用料
		4,643	
		2. 附帯事業収益	○公共事業等代替地管理事業負担金
		2,063	
	3. 補助金等収益		
	0	1. 補助金等収益	○公共事業等代替地売却に伴う損失補てん等
		0	
2. 事業外収益			
24	1. 受取利息		
	5	1. 受取利息	○預金利息
		5	
	2. 雑収益		
	19	1. その他の雑収益	○電柱敷地一時使用料
		19	
収益的収入合計		195,835	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業原価			
191,599	1. 公有地取得事業原価		
	188,736	1. 公有用地売却原価	○都市計画道路木曾川古知野線道路 改築事業用地（令和4年度議決分） 5,625
		188,736	○公払法及び収用法等による買取り用地 127,564
			○都市計画道路木曾川玉野線道路 改築事業用地 55,547
		2. 代替地売却原価	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業原価		
	2,863	1. 保有土地賃貸等原価	○駐車場管理費等
		800	
		2. 附帯事業原価	○公共事業等代替地管理費
		2,063	
2. 販売費及び一般管理費			
2,620	1. 販売費及び一般管理費		
	2,620	1. 人件費	○報酬 230
		1,838	○給料 1,052
			○手当等 330
			○法定福利費 216
			○福利厚生費 10
		2. 経費	○旅費 30
		782	○需用費 370
			○役務費 260
			○使用料及び賃借料 10
			○負担金補助及び交付金 40
			○補償費 1
			○公租公課 61
			○雑費 10
3. 事業外費用			
11	1. 支払利息		
	10	1. 支払利息	○一時借入金利息
		10	
	2. 雑損失		
	1	1. 雑損失	
		1	
収 益 的 支 出 合 計		194,230	

資本的収入及び支出
収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的収入			
267, 674	1. 長期借入金		
	267, 674	1. 長期借入金	○公有地取得事業資金借入金
		267, 674	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的支出			
456, 410	1. 公有地取得事業費		
	267, 674	1. 公有地取得事業費	○用地費 209, 000
		267, 674	○補償費 50, 000
			○測量試験費 1, 000
			○諸経費 1, 000
			○支払利息 6, 674
	2. 長期借入金償還金		
	188, 736	1. 長期借入金償還金	○公有地取得事業資金借入金償還金
		188, 736	

令和4年度一宮市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 △減
受入資金	105,016	550,001	444,985
公有地取得事業収益	0	189,105	189,105
附帯等事業収益	7,867	6,706	△ 1,161
補助金等収益	0	0	0
受取利息	5	5	0
雑収益	19	19	0
長期借入金	13,059	267,674	254,615
事業未収金	2	0	△ 2
前年度繰越金	84,064	86,492	2,428
支払資金	18,524	461,904	443,380
公有地取得事業費	13,059	267,674	254,615
長期借入金償還金	0	188,736	188,736
附帯等事業原価	2,487	2,863	376
販売費及び一般管理費	2,811	2,620	△ 191
支払利息	0	10	10
雑損失	0	1	1
未払金	0	0	0
預り金等支出	167	0	△ 167
差 引	86,492	88,097	1,605

令和4年度一宮市土地開発公社予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	189,105	
	(2) 附帯等事業収益	6,706	
	(3) 補助金等収益	0	195,811
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	188,736	
	(2) 附帯等事業原価	2,863	191,599
	事業総利益		4,212
3	販売費及び一般管理費		
	(1) 販売費及び一般管理費		2,620
	事業利益		1,592
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	5	
	(2) 雑収益	19	24
5	事業外費用		
	(1) 支払利息	10	
	(2) 雑損失	1	11
	経常利益		1,605
	当期純利益		1,605

令和4年度一宮市土地開発公社予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資産の部		
1	流動資産	
	(1) 現金及び預金	88,097
	(2) 公有用地	748,115
	(3) 代替地	525,481
	流動資産合計	1,361,693
2	固定資産	
	(1) 有形固定資産	
	ア 車両その他の運搬具	1,390
	減価償却累計額	1,390
		0
	(2) 投資その他の資産	
	ア 長期性預金	10,000
	固定資産合計	10,000
	資産合計	1,371,693
負債の部		
1	固定負債	
	(1) 長期借入金	1,273,596
	固定負債合計	1,273,596
	負債合計	1,273,596
資本の部		
1	資本金	
	(1) 基本財産	10,000
	資本金合計	10,000
	(1) 前期繰越準備金	86,492
	(2) 当期純利益	1,605
	準備金合計	88,097
	資本合計	98,097
	負債・資本合計	1,371,693

令和4年度一宮市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業活動によるキャッシュ・フロー		
	公有地取得事業収入	189,105	
	その他事業収入	6,725	
	補助金等収入	0	
	公有地取得事業支出	△ 267,674	
	その他事業支出	△ 2,863	
	人件費支出	△ 1,838	
	その他の業務支出	△ 783	
	小計		△ 77,328
	利息の受取額		5
	利息の支払額		△ 10
	事業活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 77,333
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	該当なし		
	投資活動によるキャッシュ・フロー合計		0
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	長期借入による収入	267,674	
	長期借入金の返済による支出	△ 188,736	
	財務活動によるキャッシュ・フロー合計		78,938
4	現金及び現金同等物増減額 (△は減少)		1,605
5	現金及び現金同等物期首残高		86,492
6	現金及び現金同等物期末残高		88,097

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、今期末の有形固定資産の予定額は1円です。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

- 1 長期借入金のうち金融機関からの調達資金（今期末予定額510,960千円）には、一宮市による債務保証が付されています。

報告第4号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和4年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年2月28日提出

一宮市長 中野正康

令和4年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画

1. 基本方針

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が令和3年9月30日の解除後は、小売・娯楽施設の人出は増加傾向に、さらに新規感染者数が低水準にとどまるなか、イベント収容人員の上限の引き上げ、外食人数制限の緩和など、活動制限が緩和されたことで、サービス消費は持ち直しの動きを見せています。

市場においては、異常気象による不安定な青果物の入荷、少子高齢化や核家族化の影響による食料消費の減少を始め、食の安全・安心の重要性の問題、消費者ニーズの多様化など多くの問題を抱えております。

これらの問題に対して、付加価値の向上や経営コストの削減などにより、市場経営の安定と向上を図り、生産者・消費者に求められ期待される市場を目指していく必要があります。

本年度は、次に掲げる事項を重点課題として取り組んでいきます。

(1) 卸売市場の体質強化

卸売市場においては、輸入食料の増加、量販店の産地直送などによる市場を通さない取引、さらにはインターネット取引など流通の多様化で取扱量・売上高ともに減少が続いています。

この状況に対して、他市場では経営基盤を確立するために、市場間統合や市場民営化などが進められています。このような他市場の動向も注視しながら運営方法を研究していきます。

(2) 卸売市場活性化への取組み

卸売市場が産地のブランド品の増加に対して機能を発揮するためには、卸売市場関係者が連携して流通の要請に応えていく必要があります。

- ① 卸売事業者、生産者及び消費者などが連携し、消費者情報や商品情報の提供及び商品開発などの機能の強化を図ります。
- ② 食品の安全性の確保及び品質管理の徹底を図り、消費者への安全な食品の提供を図ります。
- ③ 地場野菜の消費拡大のために、消費者に地産地消を促すとともに、食育啓発事業の推進を図ります。

(3) 食の安全・安心の確保

食品業界における偽装表示や廃棄食品の不正利用、生産作物の残留農薬問題など消費者の信頼を揺るがす不祥事や事故により、食の安全・安心の確保が重要性を増しています。

食品業界においては、法令の遵守に向けた対応や消費者の信頼を確保するため、食の安全・安心に対する取組みを一層推進していく必要があります。

- ① 食の安全・安心への関心が高まる中で、卸売市場を經由して流通する生鮮食品の安全についても、生産者や生産地の明確化など消費者の信頼を損なわないよう食の安全・安心を確保するよう図ります。
- ② ポジティブリスト(残留農薬の基準)制度については、生産者を含む市場関係者がその制度の趣旨を十分に理解し、食の安全を守る責任ある立場にあることを自覚するとともに、その使命を果たすことが重要であります。

食の安全・安心に関しては業務の基本であり、生産者を含む市場関係者のコンプライアンス(法令遵守)体制の確立などにより意識の高揚を図ります。

(4) 事業発展への取組み

卸売事業者や関連事業店舗組合など市場関係者には、既存の事業の見直しにより事業の改善を図ります。

特に、地域への市場開放事業による関連店舗の売り上げの向上と消費拡大のため平成8年度から実施している「日曜新鮮市」に関しては、来場者増のために内容の充実を図り、関連店舗の消費者利用のPRに努め事業の推進を図ります。

(5) 事務事業の見直し及び効果

市場取扱高の減少が進む中で、市場の運営に関する開設者の責任と役割が大変重要になってきております。

特に、事業実施においては事業効果を十分に検討し、より大きな効果を得るよう努めます。

事務事業においては常に簡素で効率的な事業運営を基本とし、より一層の経費節減に努めます。

(6) 施設などの維持管理

市場の関係施設は開設から40年以上になり、建物や設備等の老朽化が全般的に激しくなってきました。建物や設備の大規模改修には多額の経費を要するため、適正に点検を実施することで施設の延命化に努めます。

(7) 借入金の償還

長期借入金の償還については、財務体質の改善及び財政運営の安定化に努め計画的に償還を行います。

2. 令和4年度取扱高の目標

(単位:トン・百万円)

取扱高		数 量	金 額
品 目			
青果物	野 菜	9,221.1	2,603
	果 実	1,089.9	396
	その他	16.8	62
小 計		10,327.8	3,061
水産物		8.4	10
合 計		10,336.2	3,071

※ 参 考

(単位:トン・百万円)

取扱高		R1年度実績		R2年度実績		R3年度見込 (1,2,3月分はH30年度~R2 年度の平均値より算出)	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
品 目	青果物						
	野 菜	8,645	2,172	8,183	2,316	8,782	2,479
	果 実	858	269	1,006	316	1,038	378
	その他	29	23	20	23	16	59
小 計		9,532	2,464	9,209	2,655	9,836	2,916
水産物		11	13	12	12	8	9
合 計		9,543	2,477	9,221	2,667	9,844	2,925

3. 長期借入金の償還

令和4年度元金償還計画

借入先	償還金(円)	返済財源
一宮市	0	
愛知西農協①	9,996,000	自己資金
愛知西農協②	6,000,000	自己資金
計	15,996,000	

* 令和3年度末長期借入金残高

一宮市	435,550,000円
愛知西農協①	35,859,000円
愛知西農協②	24,000,000円

4. 預り保証金

令和4年度

(単位:円)

期首残高	期中返済額	新規見込額	期末残高
24,558,567	0	707,080	25,265,647

*新規テナント1コマ

令和3年度

(単位:円)

期首残高	期中返済額	期中預り額	期末残高
24,236,135	0	322,432	24,558,567

令和4年度収支計画(案)

単位：千円

科 目		金 額	
営業収益			
	売上高使用料	8,000	
	施設使用料	83,000	
市場貸取	使用料		91,000
市場貸取	収益		6,000
市場貸取	共収		3,200
市場貸取	利		1,680
市場貸取	料入費		10
			<u>101,890</u>
営業費用			
	一般管理費		2,200
役員料	報手		13,700
職給	付		0
職給	福利		900
職給	通		2,500
職給	費		150
職給	費		30
職給	費		10
職給	費		500
職給	費		2,200
職給	費		820
職給	費		22,000
職給	費		5,800
職給	費		5,600
職給	費		11,000
職給	費		1,500
職給	費		5,500
職給	費		150
職給	費		1,900
職給	費		150
職給	費		170
職給	費		5,100
職給	費		4,000
職給	費		1,000
			<u>86,880</u>
税引前当期純利益			15,010
税法当期純利益			6,755
			8,255